

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年4月23日(2009.4.23)

【公表番号】特表2008-534052(P2008-534052A)

【公表日】平成20年8月28日(2008.8.28)

【年通号数】公開・登録公報2008-034

【出願番号】特願2008-503009(P2008-503009)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/82 (2006.01)

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

A 6 1 F 2/84 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 29/02

A 6 1 M 25/00 3 1 2

A 6 1 M 25/00 3 1 4

A 6 1 M 29/00

【手続補正書】

【提出日】平成21年3月6日(2009.3.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管内ステント(40)であって、
生体分解性素材から構成されている枠(44)と、
生体非分解性素材から構成されている少なくとも1本の支柱部材(42)とを備えてお
り、

前記枠(44)は、前記少なくとも1本の支柱部材(42)に動作可能に取り付けられ
ている、

ことを特徴とするステント。

【請求項2】

前記生体非分解性素材は、可塑変形自在な素材、および、超弾性の自己拡張自在の素材
からなる群から選択されることを特徴とする、請求項1に記載のステント。

【請求項3】

前記少なくとも1本の支柱部材(42)は、放射線不透過性であることを特徴とする、
請求項1に記載のステント。

【請求項4】

前記少なくとも1本の支柱部材(42)は、構造支持部を含んでいることを特徴とする
、請求項1に記載のステント。

【請求項5】

前記構造支持部は、冠形状を有していることを特徴とする、請求項4に記載のステント
。

【請求項6】

少なくとも1種類の治療薬が前記装置上の或る位置に設置されていることを特徴とする
、請求項1に記載のステント。

【請求項7】

前記枠(44)は、編組パターン、編み物パターン、メッシュパターン、および、織物パターンのうちの少なくとも1種類を含んでいることを特徴とする、請求項1に記載のステント。

【請求項8】

前記枠(44)は、装置配備中に拡張することを特徴とする、請求項1に記載のステント。

【請求項9】

血管内ステント搬送システム(10)であって、
カテーテル(20)と、

請求項1から8のいずれか1項に記載のステント(40)とを備え、前記ステント(40)は、前記カテーテル(20)の一部分に配置されている、
ことを特徴とする、血管内ステント搬送システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】血管内ステントおよび血管内ステント搬送システム

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、広義には、移植可能な医療装置の分野に関するものである。特に、本発明は、血管内ステント、および、血管内ステント搬送システムに関連している。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明に関連する技術として、血管の病気を治療する方法をあげることができる。この方法は、カテーテルにより血管内に管内ステントを設置する段階を含んでいる。このステントは、生体非分解性素材から構成されている少なくとも1本の支柱材を備えているとともに、枠に作動可能に取り付けられている。枠は、血管内ステントの配備中に拡張する。枠は血管内で生体分解することができるようになっている。